

広域飛行可能なドローンを活用した
愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務

公募型プロポーザル手続等に関する説明書

愛 媛 県

【目次】

1	業務の概要	2
2	企画提案の募集から契約までの手順	2
3	担当部局及び連絡先	3
4	企画提案書の提出に必要な参加資格	3
5	参加表明	3
6	説明書に関する質問の受付及び回答	4
7	企画提案書の提出	4
8	最優秀案提案の選定	9
9	契約方法	11
10	契約書の作成	12
11	苦情申し立てに関する事項	12
12	その他留意事項	12

様式1～15

別添1「広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務仕様書」

別添2「広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務評価基準」

別添3「委託契約書（案）」

広域飛行可能なドローンを活用した
愛媛県原子力防災ドローンシステム
構築業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書

1 業務の概要

(1) 業務の目的

愛媛県では、急峻で狭い避難路が多い佐田岬半島の地理的特性を踏まえ、原子力災害時の住民の円滑な避難に資するため、発災時に避難経路の被災状況等を迅速かつ的確に把握する目的で、携帯電話通信網（LTE）を活用した5機のドローン（以下、「既存ドローン」という。）の自動飛行による情報収集体制を構築し運用している。

本業務では、既存ドローンと一体的に運用を行うことにより、より効率的に避難道路確認を行うことを目的とし、広域飛行が可能なドローン及びそれに関連した運航を管理するシステム並びに飛行ルートの整備を行う。

(2) 業務名

広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム
構築業務

(3) 業務内容

別添1「広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

契約日から令和8年3月19日まで

(5) 委託料上限額

72,028千円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

※上記上限額を超える提案については、選定しない。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「4 企画提案書の提出者に必要な参加資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容と認めた者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により随意契約を締結する。

3 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局

原子力安全対策課 原子力防災グループ（愛媛県庁第一別館3階）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-941-2111（代表） 089-912-2340（直通）

FAX番号 089-931-0888

メールアドレス genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

4 企画提案書の提出に必要な参加資格

知事の審査を受け、令和5・6・7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 企画提案書の受領の期限の前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（(1)に該当する者を除く。）。

5 参加表明

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加表明書（様式1）並びに添付書類として「令和5～7年度競争入札参加資格審査結果通知書（写）及び「企業の同種又は類似の業務の受注実績」（様式8）を提出すること。

なお、期限内に参加表明書を提出していない者は、企画提案に参加することができない。

(1) 期限

令和7年6月16日（月）午後5時15分

- (2) 場所
3に同じ。
- (3) 方法
持参又は郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので期限までに到着したものに限り。）によること。
- (4) 参加資格の確認
参加資格の確認の結果は参加表明書を提出した者に対して、令和7年6月18日（水）までに、書面により通知する。
- (5) 辞退
参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7年6月20日（金）午後5時15分までに、辞退届（様式2）を提出すること。

6 説明書に関する質問の受付及び回答

本説明書に質問がある場合は、企画提案質問票（様式3）を送付すること。

- (1) 受付期間
令和7年6月3日（火）午前8時30分から23日（月）午後5時15分まで。
持参する場合は、勤務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）に限る。
- (2) 場所
3に同じ。
- (3) 方法
持参、郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので、受付期間の最終日の午後5時15分までに到着したものに限り。）FAX又は電子メール（着信を電話で確認すること。）によること。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、質問を受理した日から7日（休日を含まない。）以内に、質問者を伏せた上で参加表明者全てにFAX又は電子メールで通知する。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案提出書（様式4） 1部
 - イ 法人・団体の概要書（提案企業）（様式5） 1部
 - ウ 法人・団体の概要書（協力企業）（様式6） 該当する場合、
1企業につき1部
 - エ 企画提案書（様式7～様式14） 正1部、副6部
 - オ 参考見積書 正1部、副6部

(2) 企画提案書の作成方法

ア 様式

企画提案書の様式は、様式7から様式14までとするが、添付資料は、自由様式とする。

また、表紙、目次、仕切り紙及び様式7から様式14までについて、100ページ以内に簡潔明瞭に記載すること。なお、登録や資格を証明する資料等の添付資料は枚数に含まない。

用紙の規格は、原則としてA4版とし（A3折りこみも許容するが、2ページとして扱う。）Word形式により、文字サイズ（10ポイント）や行間（固定値11ポイント）、ページ余白（上下、左右とも20mm）等標準設定を変えないこと。

イ 企画提案書の記載事項

企画提案書の作成に当たっては、仕様書を踏まえ次の表のとおり作成すること。

項目	記載事項
1 業務実施体制	<p>本業務を実施する全体構成及び担当する部局について、次の事項を記載すること。</p> <p>(1) 担当部局名</p> <p>(2) 担当部局の職務の範囲</p> <p>(3) 配置予定の管理技術者（プロジェクトマネージャー）及び担当技術者（個別業務責任者）を記載すること。</p> <p>(4) 担当技術者は、次の個別業務の内訳ごとに代表技術者1名をそれぞれ記載すること。</p> <p>①ドローン機体及び搭載機材の導入</p> <p>②運行管理システムの整備</p> <p>③映像収集配信システムの整備</p> <p>④通信環境の整備</p> <p>⑤飛行計画の作成、各種データ整備及びドローン機体と各システムの連携に係るシステム設定</p> <p>⑥実運用に向けたドローン飛行テストの実施</p> <p>⑦ドローン運用体制の整備（研修関連）</p> <p>※②～⑤については、1人の責任者による兼務可</p> <p>※記載様式は、様式7とする。</p> <p>※管理技術者及び担当技術者の再委託は、認めない。ただし、担当技術者の副査に協力企業の技術者を配置することはできるものとし、予定技術者名、協力企業名及び所属・役職を併記すること。</p>

<p>2 企業の業務実績</p>	<p>企業の過去5年間（令和2年度～令和6年度）の同種業務若しくは類似業務の受注又はこれらの業務に類する実証実験等の運営若しくは参画実績について記載すること。</p> <p>※記載件数の上限は、5件とすること。</p> <p>※同種又は類似とは、次の業務を指す（以下同じ。）。</p> <p>同種業務：国（国立研究開発法人を含む。）又は自治体を実施する、広域飛行が可能なドローンが上空利用し、かつ、自動飛行により映像伝送する業務</p> <p>類似業務：国（国立研究開発法人を含む。）又は自治体を実施する、広域飛行が可能なドローンが上空利用し、かつ、自動飛行により映像伝送する事業の運営又は参画</p> <p>※上記の自動飛行に係る業務については、ドローン機体とドローン運航管理システムを連携し自動飛行させた業務とする。</p> <p>※記載様式は、様式8とする。</p> <p>※記載した実績を証明する書類の写し（契約書の写し、報告書又はプレスリリース等をいう。以下同じ。）を提出すること。</p>
<p>3 予定技術者の資格及び業務実績</p>	<p>配置予定技術者（管理・担当）各々について、経歴及び資格を記載すること。</p> <p>※記載様式は、様式9及び10とし、技術者ごとに記載すること。</p> <p>※記載件数の上限は、5件とすること</p> <p>※保有資格については、資格者証等の写しを提出すること。</p> <p>※実務経験については、令和2年度から令和6年度までの同種又は類似業務の実績を記載すること。なお、記載した実績を証明する書類の写しを添付すること。</p>
<p>4 事業内容</p>	<p>事業内容について、次の事項を記載すること。</p> <p>1 事業内容</p> <p>(1) ドローン運航管理システムの整備</p>

	<p>①基本方針（全体像）</p> <p>仕様書の「1 基本事項」及び「4 システム構成要件」等を踏まえ、システムの基本方針の特徴について、具体的に記載すること。</p> <p>②ドローン機体及び搭載機材の導入</p> <p>ドローン機体及び搭載機材について、耐風性、防水性、飛行距離又は飛行時間及び長距離通信への対応並びに各システムとの連携、運用簡易性及び配備方法を、仕様書の「1 基本事項」、「2 機能要件」、「3 性能要件」等を踏まえ具体的に記載すること。</p> <p>③運航システムの整備</p> <p>配備する全てのドローンを愛媛県庁から操作し、飛行中の動態把握等を可能とする運航管理システムについて、仕様書の「1 基本事項」、「2 機能要件」、「3 性能要件」等を踏まえ具体的に記載すること。</p> <p>④映像収集配信システムの整備</p> <p>愛媛県庁や伊方町役場等において、ドローンから配信された映像を収集する映像収集配信システムについて、仕様書の「1 基本事項」、「2 機能要件」、「3 性能要件」等を踏まえ、具体的に記載すること。</p> <p>⑤通信環境の整備</p> <p>期待に積載する通信機器と地上の基地局間の通信について、仕様書の「1 基本事項」、「2 機能要件」、「3 性能要件」等を踏まえ、具体的に記載すること。</p> <p>また、通信品質について問題がある場合の対応について、具体的に記載すること。</p> <p>⑥飛行計画の作成、各種データ整備及びドローン機体と各システムの連携に係るシステム設定</p> <p>上記②～⑤が連携及び機能するためのシステム設計やデータ整備について、仕様書の「1 基本事項」及び「5 移行要件」等を踏まえ、具体的に記載すること。</p> <p>（2）実運用に向けたドローン飛行テストの実施</p> <p>①飛行テスト等</p>
--	--

	<p>本業務で構築するドローン運航システムを実現するための事前の飛行テスト、受入テスト及びシステムテストについて仕様書の「1 基本事項」及び「5 移行要件」等の内容を踏まえ具体的に記載すること。</p> <p>②原子力防災訓練</p> <p>原子力防災訓練での対応について、仕様書の「1 基本要件」及び「7 令和7年度原子力防災訓練における対応」等の内容を踏まえ具体的に記載すること。</p> <p>(3) ドローン運用体制の整備</p> <p>①操作マニュアル、研修プログラムの作成及び研修会の実施</p> <p>本業務で構築するドローン運航システムを実運用するための関係者に対する操作マニュアル及び研修プログラムの作成並びに研修会の実施について、仕様書「1 基本事項」及び「5 移行要件」等の内容を踏まえ具体的に記載すること。</p> <p>※記載様式は、様式 11 とする。</p>
5 業務計画	<p>仕様書「6 管理要件」等を踏まえ、詳細なスケジュール及び進捗管理方法を記載すること。</p> <p>※記載様式は、様式 12 とする。</p>
6 実運用後の保守及び管理方針	<p>実運用後の保守管理方針について</p> <p>仕様書「3 性能要件」等を踏まえ、次の事項を記載すること。また、契約期間中のシステム改修や次回更新時における費用逡減策を具体的に記載すること。</p> <p>①保守管理体制の全体像</p> <p>②ドローン機体及び搭載機材の保守管理方針</p> <p>③通信（通信機器、通信ネットワーク及び通信料）の保守管理方針</p> <p>④運航管理システム及び映像収集配信システムの保守管理方針</p> <p>⑤研修会の実施</p> <p>⑥平時及び災害時におけるバックアップ体制</p> <p>⑦費用逡減方策</p> <p>※記載様式は、様式 13 とする。</p>

7 実運用後のランニングコスト（維持管理経費）	<p>上記7の保守管理方式を踏まえ、令和8年度以降の1年間のランニングコストを記載すること。</p> <p>なお、記載の際は、具体的な内訳と金額について記載すること（消費税及び地方消費税を含む。）。</p> <p>※記載様式は、様式14とする。</p>
-------------------------	--

ウ 参考見積書の提出

企画提案書の内容について、次のとおり参考見積書を提出すること。

参考見積書は、その根拠が分かるように職種別人数など内訳について詳細に記載すること。なお、見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

エ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(3) 期限

令和7年7月10日（木）午後5時15分

(4) 場所

3に同じ。

(5) 方法

持参又は郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので期限までに到着したものに限り。）にすること。

(6) 留意事項

ア 7（1）に示す提出物（以下「提出物」という。）について、提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示することがある。

イ 提出物は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

8 最優秀提案の選定

(1) 選定の手続等

ア 選出された企画提案書の中から最も優れた提案を選定するため、広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を開催する。

イ 審査会における審査は、書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングとする。ただし企画提案者が5者を超える場合は、1次審査（書面審査）と2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の2段階審査とする場合がある。1次審査において、2次審査の対象者として5者程度を選定し、その結

果は、全提案者に通知する。なお、選定の評価基準は（２）のとおりとする。

ウ 審査会については、次のとおり実施する。

①実施日時：令和7年7月

（詳細日時は別途通知する。）

②実施場所：愛媛県庁内会議室

③説明者：本業務に従事予定の管理技術者（プロジェクトマネージャー）
1名及びその他の者2名以内とする。

エ 審査会は、非公開とする。また、提案者は他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

オ 審査会でのプレゼンテーションは、企画提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要によりパワーポイントの使用を認める（プロジェクター等は県が準備するが、パソコン等については提案者で準備すること。）。なお、当日は提案者の責任で操作すること。

カ 最優秀提案として選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

（２）企画提案書の評価方法及び配点

ア 別添2「広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、審査会において評価を行う。

（評価項目及び配点の概要）

評価項目	配点
1 業務の実施体制 (1) 実施体制 (2) 企業の業務実績 (3) 予定技術者の資格及び実績	100
2 事業内容 (1) ドローン運航システムの整備 (2) 実運用に向けたドローン飛行テスト等の実施 (3) ドローン運用体制の整備	280
3 業務計画 (1) 構築スケジュール (2) 進捗管理	40
4 実運用後の保守及び管理方針	30
5 実運用後のランニングコスト（維持管理経費）	30
6 見積額	20
合計	500

- イ 提案内容について、評価基準に照らし妥当でない項目がある場合には、審査会での審査の上、選定しない場合がある。
- ウ 提案者の得点が、500 点に審査会審査員数を乗じた点数の 60%の点数未満の場合は、通知しない。

(3) 非選定者への通知

- ア 提出した企画提案書が選定されなかった者に対しては、愛媛県知事から通知する。ただし、順位や採点結果については、通知しない。
- イ アの通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）の持参、郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので最終日の17時15分までに到着したものに限る。）、FAX又は電子メール（着信を電話で確認すること。）により、愛媛県知事に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- ウ イに対する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。ただし、他者の評価結果等については、回答しない。
- エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は、次のとおりとする。
 - (ア) 受付場所：3に同じ。
 - (イ) 受付時間：8時30分から17時15分まで（土日及び祝祭日を除く。）

9 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、発注者と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別添1「広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務仕様書」は、当該業務の最低限必須となる実施内容を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、発注者と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、10 契約書の作成を基に契約を締結する。
- (4) 契約保証金については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第45号）第152条の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第154条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (5) 別添3「委託契約書（案）」により契約書を作成するものとする。

1 0 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、5（1）に示す期日までに電子メール（genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp）にて様式 15「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 1 苦情申し立てに関する事項

- (1) 本手続における企画提案書の選定その他の手続に不服がある者は、愛媛県特定調達苦情検討委員会に対して苦情申し立てを行うことができるものとする。ただし、説明書等の不知又は不明を理由として苦情を申し立てることはできないものとする。
- (2) (1) の苦情申し立てに関する連絡先は、次のとおりとする。
愛媛県出納局会計課用品調達係
電話番号 089-912-2156

1 2 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - ウ 単位 日本の標準時及び計量法に定める単位
- (2) 提出物の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、企画提案書の選定以外の目的に無断で使用しないものとする。
- (4) 参加表明書の提出以降、企画提案書を選定するまでの間に、4に定める資格を満たさなくなった場合は、その企画提案書は選定しない。